

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01255	施設名称	松阪公民館(会館)
所在地(住所)	松阪市殿町1563番地		
			
根拠条例	松阪市公民館条例	担当部署	教育委員会事務局 いきがい学習課
設置年度	昭和51年度	財産区分	12 公共用財産
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)		
施設の設置目的に沿った運営状況	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業を実施し、地域の社会教育の拠点とした運営が行われている。		

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	第二種住居地域	
駐車場(収容台数)	30台			
土地	敷地面積	2,475㎡	借受期間・賃料等	—
	所有者	市		
主たる建物1	建物名称	会館		
	用途	公民館	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上5階・地下0階
	建築年月	昭和52年 3月31日	建物取得費(全体)	221,750,000円
	延床面積	2,115.5㎡	耐震診断(実施年)	平成9年
	耐震補強(実施年)	未改修	所有者	市
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成27年度	平成28年度		
	対象建物	会館	会館	
	施工内容	耐震補強工事に伴う設計業務委託	耐震補強等工事	
	費用	4,286千円	75,203千円	
リスク・高機能化対応度	エレベータ設置。 1階障害者用トイレ設置。 料理室の出入り口付近の1基の流し台を低く設置。			

(3)管理・運営の概要

利用時間	8:30～21:00	休所(館)日	年末年始
運営形態	直営	管理・運営者名	
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	貸館及び管理、事業運営		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	2.00 人	労務員	人	再任用職員	0.80 人	非常勤職員	1.00 人	合計	3.80 人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)-③					28,262,148円				
市民一人あたりのコスト					167.23円				
財源		補助金等収入		その他収入		39,400円			
		使用料等収入		③年間収入合計		302,940円			

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
貸館及び事業に係る利用者数(年間)	人	51,392	51,452	48,270
講座開催日数(年間)	日	111	109	116
趣味クラブ、サークル等利用団体数	団体	78	80	82

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	第一保育園、障がい者福祉センター、福祉会館、第一公民館
------	--	------	-----------------------------

(7)その他

管理・運営上の問題点	平成9年の耐震判定により2階部分に目標の耐震性能を下回っているとの結果。2、3、4階のトイレの出入り口には段差があり、また男子、女子のトイレは入口は別々であるも区切りが一枚の間仕切りのみで、また手すりが無い。全体に老朽化が進んでいる。駐車場の確保に苦慮。手すりは片面だけ設置してある。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	施設の老朽化に伴い、トイレの洋式化、バリアフリー、手すりの設置、エアコンの取替、事務所の変更(移転)等が。また、耐震工事が必要である。

